(表面)

(日本産業規格A列4番)

蜜蜂飼育届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号() —

携带電話番号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼	育	D	場	所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類	蜜源植物

## 2 年蜜蜂飼育計画

飼 育	0)	場	所	飼育予定最大計 画蜂群数	飼育の期間		蜜蜂の種類	蜜源植物
					月月	日から で		
					月月	日から 日まで		
					月月	日から 日まで		
					月月	目から 目まで		

- 注意 1 飼育状況は、1月1日現在の状況を記入してください。なお、1月1日現在 で蜜蜂を飼育していない場合は、飼育蜂群数の欄に0と記入してください。
  - 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの計画を記入してください。
  - 3 飼育の場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(字、地番若しくは番地、 号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも 可とします。

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
- ① 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理 に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養 蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県)並びに関 係機関等の協力が必要な場合

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。